

〔注〕平成20年2月から改正経過を注記した。

改正	昭和35年5月本部訓令第15号	昭和39年3月本部訓令第14号
	昭和40年12月本部訓令第33号	平成6年9月本部訓令第28号
	平成7年10月本部訓令第24号	平成20年2月本部訓令第5号
	平成21年3月本部訓令第6号	平成25年8月本部訓令第10号
	平成28年1月本部訓令第2号	平成30年3月本部訓令第4号
	令和3年3月本部訓令第4号	

本部各部課室
警察機動警備隊
警察学校
各警察署

金属屑業条例施行細則を次のように定める。

金属屑業条例施行細則

(趣旨)

第1条 この訓令は、金属屑業条例（昭和26年広島県条例第39号。以下「条例」という。）及び金属屑業条例施行規則（昭和31年広島県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づく金属屑業の届済証の交付その他の事務の取扱の細部について必要な事項を定めるものとする。

(届済証)

第2条 警察署長は、条例第3条又は第4条の届出を受理したときは、その記載事項及び添付写真の適否を調査し、支障がないと認めるときは、条例第6条第1項に定める届済証を交付しなければならない。

2 前項の届済証には、別表に掲げる警察署コード番号に暦年による2けたの一連番号を組み合わせた5けたの番号を付するとともに、届済証及び届書に契印を押し、届済証にちよう付された写真に押出しスタンプを押すものとする。

3 第1項の調査をした結果、届出内容に不備又は事実と相違するものがあるときは、届出人に注意を与えて書き加え又は改めさせる等適切な指導を行わなければならない。

一部改正〔平成20年本部訓令第5号〕

(届済証の書換)

第3条 警察署長は、条例第6条第2項の届出を受理したときは、前条第1項に準じて調査し、支障がないと認めるときは、届済証を書き換えて交換しなければならない。

2 前項の届出受理の場合書換理由が所轄警察署の管轄区域内に限る本籍、住所又は営業所等の変更事項であるときは、異動事項欄にその旨記載して交付することができる。

(通報等の取扱)

第4条 届済証の書換理由が所轄警察署の管轄区域外から住所又は営業所（営業所がないときは、住所又は居所とする。）を変更したものであるときは、すみやかに旧住所地の警察署長に対しその旨を通報しなければならない。

2 前項の通報を受理したときは、当該警察署の金属屑業台帳を新住所地の警察署長に送付しなければならない。

(届済証のき(ハ)損、亡失届等の取扱)

第5条 警察署長は、条例第6条第3項の届出を受理したときは、事実と相違の有無を調査し、盗難又は亡失したものについては、必要な手配をしなければならない。

(届済証の再交付)

第6条 条例第6条第3項の規定により届済証の再交付の届出を受理したときは、その記載事項及び添付写真について事実と相違の有無並びにその適否を調査し、再交付を適当と認めるときは、届済証を再交付しなければならない。

(届書の取扱)

第7条 警察署長は、第2条第1項の規定により届済証を交付するときは、届書に届済証の番号及び交付年月日を記入するとともに別記様式第1号の金属屑業台帳（以下「台帳」という。）に登録し及び写真をはつておかなければならない。

2 第3条第1項に定める書換及び第6条に定める再交付の場合においては、そのつど台帳を整理するとともに前項に準じて処理しなければならない。

（決定の保留）

第8条 警察署長は、第2条の規定により届済証を交付する場合において支障があると認めるとき又は届出について疑義がある場合は、その決定を保留し、すみやかにその状況を報告して指揮を受けなければならない。

（届済証返納の取扱）

第9条 警察署長は、条例第7条の規定により届済証の返納を受けたときは、台帳を整理しなければならない。

（検印）

第10条 警察署長は、条例第9条第2項に定める木札の検印の願出を受けたときは、別記様式第2号による焼印を押すものとする。

2 条例第9条第3項の検印消除の願出を受理したときは、適当な方法により検印を除去しなければならない。

（承認）

第11条 条例第11条第1項た（\）だ（\）し（\）書の警察官の承認は、業者に売却し若しくは交換し又は売却若しくは交換の委託をしようとする者を充分知つておる場合にのみ行うものとする。

（不正品の疑ある申告を受けた場合）

第12条 条例第11条第2項の申告を受けたときは、ただちに必要な捜査手続を行わなければならない。

（帳簿の検印）

第13条 条例第12条第3項に定める帳簿の検印にあつては、その内容及び紙数を調査して行うものとする。

2 前項の検印は、広島県警察公印規程（昭和33年広島県警察本部訓令第23号）の別表に定める警察署の公印を用い、帳簿の表紙の裏面に紙数、検印、年月日及び警察署名を明記し、押印した上、帳簿の枚数葉に契印しなければならない。

（帳簿の廃棄）

第14条 条例第12条第4項に定める帳簿の廃棄の承認は、最終使用の日から1年以上を経過したものでなければ行つてはならない。た（\）だ（\）し（\）廃棄して特に支障があると認めるときは、この限りでない。

（帳簿のき（\）損、亡失等）

第15条 条例第12条第5項の届出を受理したときは、第5条の規定に準じて行わなければならない。

（品触れ）

第16条 警察署長は、条例第13条により盗品等の品触れを発する必要があるとき又は品触書配布の依頼を受けたとき若しくは品触書を配布するときの取扱いは、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第36条の規定により行うものとする。

2 品触れを県外へ発する必要があるときは、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

（1） 配布する必要範囲

（2） 被害者の住所、職業、氏名及び年齢

（3） 被害の年月日

（4） 被害の状況

（5） 被害物品の種別、番号、地質、製造又は発行者、形状、模様、特徴、時価、数量等

3 前2項の場合には、その物品の固有の特徴その他物品を特定するに必要な事項を明確にし、これを受けた者が、その物品を容易に発見できるよう留意しなければならない。

（品触れの配布）

第17条 警察署長は、品触れの配布を受けたときは、速やかに関係業者に配布しなければならない。

2 品触れを関係業者に配布した場合は、交番、警察官駐在所及び警察署所在地に備付けの犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第36条第4項に規定する品触取扱簿により品触れの配

布状況等のでん末を明らかにするものとする。

- 3 第16条第1項の規定により品触れを発した場合において、被疑者を逮捕し、又は事件を解決したときは、速やかに解除を行わなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令4号〕

（金属屑の保管命令）

第18条 警察署長は、条例第14条の規定により金属屑の保管を命ずるときは、別記様式第3号の命令書を交付し、請書を徴して行わなければならない。

（届書の保管及び報告）

第19条 規則第3条から第7条までに定める届書は、所轄警察署において3年間保管するものとする。

- 2 前項の届書の受理状況は、半年報として上期分を7月20日、下期分を翌年1月20日までに別記様式第4号により報告しなければならない。

（県外業者の届済証）

第20条 条例第15条第1項及び第2項の届出を受理したときは第2条の規定に準じて調査し、支障がないと認めたときは、条例第16条第1項に定める届済証を交付しなければならない。

- 2 前項の届済証には、第2条第2項に規定する一連番号を付するものとする。
- 3 第1項の規定により届済証を交付するときは、別記様式第5号の金属屑業県外業者台帳（以下「県外業者台帳」という。）に登載しておかななければならない。

（業務内容の届出）

第21条 条例第15条第3項の届出を受理したときは、その内容を調査し、犯罪捜査の参考に資する等十分な注意を払わなければならない。

- 2 前項の場合において規則第8条第2項の帳簿の提示を受けたとき取扱者は、受付年月日及び署（所）名を記入し、かつ、押印しなければならない。

（県外業者届済証のき（\）損、亡失、再交付等の取扱）

第22条 条例第16条第2項に定める届済証のき（\）損、亡失又は盗難の場合における再交付の取扱は、第5条の規定に準じて行うものとする。

第23条 警察署長は、条例第17条の規定により、届済証の返納を受けたときは、県外業者台帳を整理した後、これを焼却するものとする。

（司法処分の報告）

第24条 警察署長は、条例に違反した者を検挙したときは、そのつど、すみやかに別記様式第6号により報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和31年7月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際従前の訓令により作成された届済証及び簿冊その他の整理については、別に定めがあるまでは従前の例による。

附 則（昭和35年5月20日本部訓令第15号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和35年5月20日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
- 2 この訓令施行の際現に効力を有する検印その他の手続は、この訓令によりなされたものとみなす。

附 則（昭和39年3月26日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年12月20日本部訓令第33号）

この訓令は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則（平成6年9月27日本部訓令第28号）

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成7年10月18日本部訓令第24号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月20日本部訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月5日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年9月2日から施行する。

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成30年3月8日本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年3月1日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）

警察署名	コード番号
広島中央警察署	102
広島東警察署	101
広島西警察署	127
広島南警察署	103
安佐南警察署	126
安佐北警察署	114
佐伯警察署	129
海田警察署	107
廿日市警察署	108
大竹警察署	109
山県警察署	116
呉警察署	104
広島警察署	111
江田島警察署	106
東広島警察署	112
竹原警察署	110
福山東警察署	121
福山西警察署	120
福山北警察署	128
尾道警察署	117
三原警察署	119
府中警察署	122
三次警察署	124
庄原警察署	123
安芸高田警察署	115
世羅警察署	125

全部改正〔平成25年本部訓令第10号〕、一部改正〔平成30年本部訓令第4号〕

様式第1号

一部改正〔平成20年本部訓令第5号・28年2号〕

様式第2号

様式第3号

一部改正〔平成20年本部訓令第5号・28年2号・令和3年4号〕

様式第4号

一部改正〔平成20年本部訓令5号・28年2号〕

様式第5号

様式第6号

一部改正〔平成20年本部訓令5号・28年2号〕